

道央廃棄物処理組合職員の発令及び辞令書の取扱いに関する規程

(平成26年2月18日訓令第3号)

職員に対する発令及び辞令書の取扱いについては、千歳市職員の発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成18年千歳市訓令第1号）の規定を準用する。この場合において、同訓令の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。